

議事日程（閉会日） 令和5年9月14日 午前9時開議

- 日程第 1 議案第 33号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 2 議案第 34号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第 35号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第 36号 木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 37号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 38号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 39号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 40号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 41号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 42号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 43号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 44号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第 13 議案第 45号 財産の取得について
- 日程第 14 発議第 4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について
- 日程第 15 発議第 5号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について
- 日程第 16 発議第 6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について
- 日程第 17 発議第 7号 防災対策の充実を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	後藤紀子	2番	古村護
3番	鎌田鷹介	5番	加藤真人
6番	伊藤守	7番	服部芙二夫
8番	三輪一雅	9番	伊藤好博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤隆	副町長	森清秀
教育長	山北哲	総務政策課長	小島裕紹
危機管理課長	坂倉丈夫	会計管理者	松本大
産業課長	多賀達人	建設課長	伊藤雅人
住民課長	伊藤正典	福祉健康課長	黒田和弘
税務課長	中山重徳	教育課長	村上強

事務局出席職員

事務局長	藤井光利	議会事務局	鈴木琴音
------	------	-------	------

=====

午前 9時 0分開議

○議長（三輪一雅議員） おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かと御多用の中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方におかれましても、御出席いただきありがとうございます。

さて、令和5年第3回定例会は8月31日から15日間の日程で開かれまして、本日が今期定例会の最終日でございます。この後行われます議案審議に際しまして、慎重審議をしていただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第 1 議案第33号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第3号)について

日程第 2 議案第34号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第 3 議案第35号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第 4 議案第36号 木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

- 日程第 5 議案第 37 号 令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 6 議案第 38 号 令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第 7 議案第 39 号 令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入
歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 40 号 令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳
入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 41 号 令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第 10 議案第 42 号 令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 43 号 令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳
入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 44 号 令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定につ
いて
- 日程第 13 議案第 45 号 財産の取得について

○議長（三輪一雅議員） 日程第 1、議案第 33 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町一
般会計補正予算（第 3 号）についてから日程第 13、議案第 45 号、財産の取得について
までの 13 議案を一括上程し、これを議題といたします

会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） ただいま議題としました議案につきましては、12 日の一般質
問日にそれぞれ付託されました各常任委員会の委員長報告とその質疑が終わっております。
よって、これより討論に入ります。

討論は一括討論といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 御異議なしと認め、一括討論といたします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 討論者なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案採決に入ります。

議案の採決は、議会運営委員会で御決定いただいたとおり採決を行いますので、御理解願います。

それでは、日程第1、議案第33号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対するそれぞれの委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2、議案第34号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第34号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3、議案第35号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4、議案第36号、木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第37号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対するそれぞれの委員長の報告は認定です。よって、議案第37号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第37号は、それぞれの委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第38号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第38号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第38号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第7、議案第39号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8、議案第40号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第41号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第42号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第42号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第43号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第44号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第13、議案第45号、財産の取得についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について

日程第15 発議第5号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について

日程第16 発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について

日程第17 発議第7号 防災対策の充実を求める意見書について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第14、発議第4号から日程第17、発議第7号までの4議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで提出者による趣旨説明を求めます。

発議第4号から第7号について、提出者は登壇の上、お願いいたします。

○5番（加藤真人議員） 議長、5番。

○議長（三輪一雅議員） 5番議席、加藤真人議員。

○5番（加藤真人議員） 発議第4号の趣旨説明を申し上げます。

別紙の意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「義務教育費国庫負担制度の充実」を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源を確保すること。

その理由は、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

しかしながら、1985年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教材費等は一般財源としての措置のままとなっています。

学校現場では、教育のICT化が急速にすすめられ、児童生徒・教職員に1人1台の端末が配備されていますが、端末の修繕費や家庭等での通信費、その他の保守に関する経費等の負担状況、また、新たに定められた情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは学校図書館法に定められている学校司書について、地財措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置であり、結果的に自治体間格差が生じています。

より適した学習用教材の活用や周辺機器の充実、システムの更新など、教育環境の水準の維持向上にあたって自治体間格差を生じさせないようにするためにも、地方財政措置ではなく、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規程により意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は、財務大臣宛でございます。

次に、発議第5号の説明を申し上げます。

「教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

その理由は、子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備のひとつだと考えます。

2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに引き下げられ、小学校35人学級が実現し、今後5年間で2年生から順次引き下げるとしてはいますが、中学校については、現時点において、学級編制の標準の引下げはありません。

また、三重県においても「教員不足」や「教職員未配置」の問題が深刻化しています。

満たされるべき定数の教職員が学校現場に配置されていない現状を改めることは、教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくこととなり、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものです。

子どもたちが安全・安心に学べるようにするためにも、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行およびすべての校種における学級編制と教職員定数の標準を改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考えます。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規程により意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は、文部科学大臣宛でございます。

次に、発議第6号の説明を申し上げます。

「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書(案)。

趣旨といたしまして、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

その理由は、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念にもあるように、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」を目指さなければなりません。

支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制などを充実させる取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援をおこなうなどの取り組みが今以上に進められていく必要があり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が、きわめて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

厚生労働省発表の「国民生活基礎調査(2022)」によると、およそ子ども9人に1人の割合で貧困状態にあるとされ、「消費者物価指数」における前年同月比は、依然として上昇がみられ、家計への負担増大が続いています。

今年度、三重県においては、県独自の支援として国の高校生等奨学給付金制度における給付額に上乘せする補正予算が組まれておりますが、それは経済格差を教育格差に結びつけないためであり、国により、今後すすめられようとしている児童手当の充実等の子ども関連施策についてもさらなる充実と、国による財源の十分な確保が求められるところです。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規程により意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は、文部科学大臣宛でございます。

次に、発議第7号の説明を申し上げます。

「防災対策の充実」を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかること。

その理由は、2022年4月現在で、三重県においては、公立小中学校の全体の25.1%にあたる124校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち108校は避難所に指定されています。

時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められています。

木曾岬町においては、津波が発生した場合に町内のほとんどが浸水してしまうことから、高齢者などの配慮が必要な町民を事前に避難させられるように、いなべ総合学園と協定を結んでおり、そのための非常食などの物資は町費で準備するなど災害時への備えがされています。

国による津波対策のための不適格改築事業については、「津波防災推進計画」の策定が全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用が難しい状況ですので、補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。

災害や感染症は、いつ発生するか分かりません。

感染症が流行している最中であっても、災害時には避難所は開設されます。

国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。

過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規程により意見書を提出するものがございます。

意見書の提出先は、文部科学大臣宛でございます。

以上、意見書案4件の趣旨説明とさせていただきます。御賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。

これより発議第4号から発議第7号の意見書4件に対する質疑に入ります。

この件について、何か御質疑がございましたら御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 御質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りします。

発議第4号から発議第7号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論は一括討論といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認め、一括討論といたします。

討論のあります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ただいま上程中の発議第4号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書についてから発議第7号、防災対策の充実を求める意見書についてまでの4議案について、1議案ごとに採決を行います。

日程第14、発議第4号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。よって、日程第14、発議第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第15、発議第5号、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。よって、日程第15、発議第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第16、発議第6号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。よって、日程第16、発議第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第17、発議第7号、防災対策の充実を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。よって、日程第17、発議第7号は、原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて令和5年第3回木曾岬町議会定例会を閉会といたします。

午前 9時28分閉会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方には、本定例会が8月31日から本日までの15日間の日程で開催され、議案審議には十分な調査と活発な御議論をいただき、円滑な議事進行と議会運営により本定例会を無事終えることで、住民の皆様への負託にもお応えすることができましたこと、厚く御礼申し上げます。

また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方におかれましても、このたび可決決定した議案を住民福祉の向上と町政の進展につなげるため、適正かつ的確に執行していただくことをお願いするとともに、長期間の議会審議に御出席いただき、ありがとうございました。

御苦労さまでございました。

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
